

令和2年10月5日開催

第4回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第4回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

今井会長、よろしくお祈ひします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。今日は、第4回農業委員会総会ということで稲刈りしている人もあろうですし、また、野菜の手入れだとかいろいろ忙しい中だと思ひます。そういう中、ご出席をいただきましてありがとうございます。先日の事前協議ですか、あの晩は十五夜ということでお月見ができました。いいですね、やっぱりこの涼しい時期にお月見というのは昔から、昔の人は代々やってきたことで。

今年、北半球が今までにない高温だったということで、このまま平均気温が2度上がると穀物の減収が8兆4,000億円とかと、もうそういう試算が出たそうです。それがいつ来るか分からないのですけれども、もしそんな事態になったら、本当に食料がなくなるということで、今あれですよ、日本も需給率が何年か前は40%だったのですけれども、今は38か37%ぐらいになっていると思ひます。皆さん、ご承知のとおり、毎月毎月こういうように農地が転用されたりして、農地が本当に減って。ということは、これからますます需給率が減っていくのではなかろうか。そんな心配もされるわけです。よく全国の農地転用、1年間でちょうど高崎市の面積と同じぐらい農地が減るということをおっしゃっていました。そういう中、なかなか農業経営も厳しいのですけれども、何とか農地を守ってやっていかなくてはならないと。これからの子供たちのためにも、そういう食糧危機が来ないように願っておるわけでございます。

そういう中、今日は総会ということで、途中、休憩などを入れまして進めていきたいと思ひますので、よろしくお祈ひ申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思ひますので、よろしくお祈ひします。

○会長 それでは、ただいまから第4回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、今日の委員の出席状況を報告させていただきます。まだ、山田委員が見えていないのですけれども、ちょっと遅れて見えるということでございます。ということで、本日、出席委員は全員25名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

ということで、以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名と書記の任命に入ります。

まず初めに、皆さんに聞きます。議事録署名委員を指名してよいか伺ひます。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号6番、酒井孝委員並びに議席番号19番、石井多加志委員の両名を指名いたします。

なお、書記については、事務局の飯塚主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りまして、審議を始めたいと思います。

まず初めに、発言される場合には挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくお願い申し上げます。また、携帯が鳴らないようにしてください。そういう音が入ると気が散りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約内容は賃貸借でございまして、令和2年4月6日許可、高農委指令第12号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、申請地が別の事業で必要になり耕作地として借り受けることができなくなったためとのこととございます。なお、こちらの案件につきましては、取消し後の5条許可申請が提出されておまして、議案書32ページ、議案第5号ナンバー45が関連案件でございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

これとってご質問ないでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。平成25年4月24日許可、高農委指令第1008号でございます。変更の理由は、資金繰りが困難になり建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後につきましては、契約の内容は売買、一般住宅の申請でございます。なお、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書25ページ、議案第5号ナンバー23が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は宅地分譲でございます。変更の理由につきましては、新型コロナウイルスの影響により会社の経営方針が変わったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は露天資材置場の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書31ページ、議案第5号ナンバー43が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成29年9月22日許可、高農委指令第1286号でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は平成29年10月23日から令和2年10月22日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして地上権設定の3条許可申請、議案書12ページ、議案第3号ナンバー8、計画変更後の5条許可申請、議案書34ページ、議案第5号ナンバー56が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成29年10月23日許可、高農委指令第1360号でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は平成29年10月23日から令和2年10月22日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書35ページ、議案第5号ナンバー57が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

5番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成29年10月23日許可、高農委指令

第1361号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は平成29年10月23日から令和2年10月22日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして地上権設定の3条許可申請、議案書13ページ、議案第3号ナンバー9、計画変更後の5条許可申請、議案書35ページ、議案第5号ナンバー58が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

6番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成29年9月22日許可、高農委指令第1288号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は平成29年10月23日から令和2年10月22日までの3年間でございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書13ページ、議案第3号ナンバー10、計画変更後の5条許可申請、議案書35ページ、議案第5号ナンバー59が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

7番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年1月22日許可、高農委指令第1574号でございました。変更の理由は、事業地及び太陽光パネルの配置計画が変更になったためとのことでございます。変更後につきましては、契約の内容は売買、太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書38ページ、議案第5号ナンバー68が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は7件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま計画変更申請7件の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

どうぞ。

○16番飯塚委員 16番、飯塚です。最近、太陽光業者のほうで更新と同時にパネルの枚数を増やすというのを結構出てきているようではございますけれども、実際にパネルの枚数、増やしていると思うのですが、増やすことによって営農に支障が出るケースというのはあつたりするのですか。

○会長 今の質問に対して事務局、お願いします。

- 事務局 最初の申請の時点で営農に支障がないかというのは確認して許可は出しております、今回の計画変更に当たり、農林課にも意見聴取をさせていただいております、周りの農地に影響が出ないかというのをしっかりと確認した上で受けていまして、更新に当たって、周りに大きな被害が出るというのは今のところはないので、今回も被害が出るということはないような形で受けております。
- 16番飯塚委員 どのぐらいの枚数を増やしているかというのは分からないのですけれども、営農にも支障がないということによろしいのですか。
- 事務局 そうですね。
- 16番飯塚委員 はい。分かりました。
- 会長 枚数が増えれば、その陰になるところは多くなると思うのだけれども。それで、作物を変えるというのは、あるのか、ないのか。5条のほうで出てくると思うのだけれども、作物は、変わっているよね。
- 事務局 そうですね。
- 会長 そういうこともあって変えるのだから、連作ができなくて変えるのだから。今、飯塚委員から出た、太陽光の、営農に支障がないのだということなのだけれども。
- 22番飯野委員 22番、飯野なのですから。
- 会長 はい。
- 22番飯野委員 私、初めてでよく分からないことがいろいろあるわけなのですけれども。これを見ていて、やっぱり今の話でいくと、最初の当初は3年間、これから、よく分からないのは、あそこは10年ということなのですから、それはどうやって決めるのでしょうか。
- 会長 これね。認定農業者になっているのだけれども。細かい説明は、では、事務局。
- 事務局 シェアリングが実施をされた当初は3年間というのは法律の内容だったので、一部法改正があって、途中からこの10年間の更新というような内容に変わったので、年数の違いは法改正によるものになります。
- 会長 あと、認定農業者とそうでない人の更新が3年と10年、それをちょっと説明して。
- 事務局 詳しい内容となると、今ちょっと手元に資料がないので、すぐに説明ができないのですけれども。
- 会長 大体認定農業者は10年、一般の認定農業者でない人は3年更新ということで。あとは、営農計画で計画どおりにいかなかったら、時によって1年でまた見直すということもあるでしょう。
- 事務局 先ほどご質問のあった件なのですから、今井会長と担当の言うとおりに、当初は太陽光が設置する期間ですか、それは3年間です。法律で定められていて、農地法の改正によって3年間が最高10年間まで一時転用していいよと決められました。その条件が今井会長のおっしゃるように認定農業者だったり、一定の要件を満たした農業者もしくは法人であれば、その10年間は適用されると。今回、太陽光業者が計画の変更に合わせて、当初は3年間だったので、今回、法律改正後は

10年間の要件を満たしているので計画変更の段階で設定期間を10年に変更してきたということでございます。

○22番飯野委員 はい。分かりました。

○会長 でも、毎年、報告出してもらっているのだよね。

○事務局 そうですね。はい。

○会長 ほかに……

○17番加藤委員 すみません。

○会長 はい。

○17番加藤委員 17番、加姫なのですが。毎年、今まで3年間でやったのですけれども、10年でも、この10年も毎年報告制度になったの。

○事務局 営農型は、一時転用期間は10年設定はできるのですけれども、毎年の下部の農地の収量ですとか、そういったものは必ず1年ごとに報告していただくように決まっております。

○17番加藤委員 そうすると、今度は10年という長いスパンになったとすると、そのうちに何回かは現地調査みたいなものしているわけ。確認、現地確認みたいなものするの。

○事務局 担当はこれのために行くのではなく、ほかの例えば転用の申請だとか、現場の調査があったときに、この営農型の現地、当然担当のほうは覚えているので、そのついでというのもあれなのですけれども、通るたびに現地は見させていただいております。

○17番加藤委員 では、現地確認というのは義務化されていないということ。

○事務局 義務化は、そうですね、されていないのですけれども、必ず年に1回以上は事務局、または農業委員さん、推進委員さんなんか見るような状況にはなっております。

○17番加藤委員 はい。分かりました。

○会長 何か地元の委員さんたちが、その営農をやっていることで、もしこれはと思ったら、また報告してもらえばいい。

○17番加藤委員 はい。

○会長 そういうことで。

ほかに。よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。

続きまして、議案第3号に入ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規

定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、園児のための農業体験の場として申請地を買い受けて使用したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年10月22日から令和5年10月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書31ページ、議案第5号ナンバー41が関連案件でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番と7番は、保留でお願いいたします。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー3の計画変更申請と議案書34ページ、議案第5号ナンバー56の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が関連案件でございます。

9番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー5の計画変更申請と議案書35ページ、議案第5号ナンバー58の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が関連案件でございます。

10番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー6の計画変更申請と議案書36ページ、議案第5号ナンバー59の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が関連案件でございます。

11番 地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、本案件は一時転用の申請でございます、設定期間は令和2年10月22日から令和5年10月21日までの3年間でございます。関連案件としましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書38ページ、議案第5号ナンバー66が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の新規の地上権設定の申請でございます。詳細の内容につきましては、関連案件であります5条許可申請のところで説明をさせていただきます。また、本案件は先日の北部事前協議の内容を受けまして、関連案件の5条許可申請と併せてご審議いただけたらと思います。なお、その結果につきましては、どちらか一方のみの許可とはなりませんので、よろしく願いいたします。

12番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は12件でございます。なお、この12件のうち10件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、第3条第2項ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。今事務局の説明のとおり、ナンバー11は5条のほうで審議を行います。5条のナンバー66になります。また、ナンバー6と7が、先ほど説明のとおり、保留となっております。ということで、ナンバー6とナンバー7、保留ということで、あとナンバー11は5条のほうで審議しますので、よろしく願いいたします。

それでは、それ以外のものについて、これより質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は、事前調査案件になっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請で

ございまして、転用期間は令和2年10月22日から令和5年10月21日までの3年間でございます。

それでは、別添農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料を御覧いただきたいと思っております。

こちら1枚目は位置図でございます。ホッチキス留めされているほう左下にして御覧いただけたらと思っております。図面左側に斜線の箇所が申請地でございます。高崎市立上室田小学校から西に約900メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の向き変わらしまして、ホッチキス留めされているほう右上にさせていただきます。真ん中、赤く囲われた箇所が申請地でございます。申請地周辺は宅地や山林が点在しておりますが、農振農用地の広がる場所でございます。なお、申請地につきましても、農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目、公図の写しでございます。図面中央の赤く縁取られた場所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、東側が水路となっております。北側、西側、南側は公衆用道路と接しております。

1枚おめくりください。4枚目が太陽光パネルの配置図と立面図でございます。太陽光パネルの枚数は800枚でございます。営農型発電用のパネルになりますので、地上高は約3メートル、最大で約3.8メートルの高さになります。架台支柱の本数は245本、1.09平米の一時転用の申請でございます。支柱と支柱の間隔は約3メートルでございます。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。まず初めに、営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要ですが、パネル下部の面積は1,329.28平米でございます。営農型発電設備を計画している農地の営農計画ですが、下部の農地に作付する作物は秋田フキでございます。作付面積は1,329.28平米でございます。2年目以降も同様の内容でございます。

1枚おめくりください。次に、年間の営農計画でございます。1年目は、4月から5月に植付けを行います。その後、追肥、消毒等を行った後、11月から3月にかけてフキノトウを出荷する計画でございます。また、3年目におきましては、フキの茎の部分についても出荷する計画となっております。

次に、利用する農業機械ですが、こちらはトラクターをいどころより無償で借り受ける予定となっております。ちょっとこちら印刷が消えてしまっていて申し訳ありません。いどころから借用となっております。

次に、農作業に従事する者の農作業経験につきましては、申請者の農作業歴は2年で、そのうちフキにつきましても2年でございます。それ以前にもフキの栽培の手伝いを行ってきたということでございまして、もともと申請人の家は農家でございます。申請人と一緒に農作業を行う申請人の兄については10年以上の農作業経験があるとのことでございます。

1枚おめくりください。次に、発電設備による営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量

の確保でございますが、フキは半陰性の植物であり耐陰性に強く、申請地の遮光率は35%であることから、植物の生育には支障がなく太陽光パネルの下部には適しているとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さは最低地上高3メートル、最高地上高3.8メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルとなっております。作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保についても、十分確保しているとのことでございます。

下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が10アール当たり2,800キログラムに対しまして、単収見込みは2,240キログラムの見込みを算出しており、単収の増減見込みが80%とのことでございますので、許可要件である8割を目指すものでございます。なお、地域の平均的な単収は、群馬県農政部発行の「群馬の野菜づくりハンドブック」を参考に見込みを算出しております。

次のページが、申請人と申請人の兄が今回の申請地以外の圃場でフキの栽培、秋田フキを栽培しているところの写真となっております。撮影日は、今年の9月の10日頃とのことでございます。こちらは、参考までに御覧いただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより調査報告に入りますけれども、今回は第3班の調査班になっておりました。ということで、調査班長の石井多加志委員から報告をお願いします。

○19番石井委員 それでは、報告いたします。事前調査報告、第3班班長、石井多加志。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と一緒に耕作している申請人の兄1名の出席でした。

質問1 作付作物に秋田フキを選んだ理由を教えてください。

回答 収益を上げられる作物とすることを考え、秋田フキを選びました。秋田フキのフキノトウは、ほかのフキと違い、冬に収穫します。フキノトウの単価は12月から1月が高くなり、100グラム当たり120円で出荷していました。3月になると100グラム当たり50円になるため、単価は倍以上になります。また、フキは鳥獣被害が少ないこともよいところです。

質問2 作物はどちらに出荷する予定ですか。

回答 今までは高崎市総合卸売市場に出荷していましたが、出来がよいものしか引き取ってもらえなかったため、今後は知り合いに紹介されたJAたのふじパッケージセンターへの出荷を考えています。また、将来的に茎の部分についてはきゃらぶきなどの加工品として販売する方法を考えているところです。

質問3 秋田フキはかなり大きくなると思いますが、太陽光パネルは邪魔になりませんか。

回答 6月から7月にかけて大きくなりますが、11月に一度刈り取るので太陽光パネルまで届くことはありません。刈り取ったほうが早くフキノトウが出るので、この方法がよいと考えています。

質問4 太陽光発電のパワコンは、メーカーによって音が出るものもあります。申請地周辺に住宅

もありますが、騒音対策は大丈夫ですか。

回答 東電へ売電する都合上、パソコンは敷地の西側に設置することになります。西側には住宅がありますが、音が出ないものを設置するので、周囲への騒音の心配はありません。また、営農の邪魔にならないよう、架台の上に設置する予定です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんから質疑、質問等をお受けいたします。

お願いします。

○21番松田委員 21番、松田です。これは、できたものを総合市場に出荷することですけれども、出来がよかったものしか引き取ってくれないということはないでしょうね。よくても、悪くも、市場は競りにかかった以上は、1円でも、1円以上の値をつけて取引しなくてはならない。これは、ちょっと不思議だと思うのですけれども、どうなのですか。

○会長 競りにかければね。

○21番松田委員 競りにかければ。引き取ってもらえなかった。だけれども、農業経験が浅いからいいものができないのか。

○会長 それか、引き取ってもらうほどのものではなかった。廃棄するぐらいのものでなかったか。それは、ちょっと分からない。事務局、お願いします。

○事務局 その聞き取りのとき、そういったお話、聞き取らなかったのですけれども、多分、会長、委員さんもおっしゃるとおり、恐らくB級品とか、そういう規格外という意味で引き取ってくれないと、そういったニュアンスがあるのかなと思います。

○21番松田委員 引き取ってくれない。市場で出荷できないものだったということですか。

○事務局 はい。そうですね、ニュアンス的には。

○21番松田委員 引き取ってもらえなかったというのは、出したのだけれども、競りにかけてもらえなかったという意味ではなくて。

○事務局 はい。規格から外れたもの、できたら何でも売れるとか、そういうことではないではないですか。そういう意味で言っているのかなというのは印象は受けました。

○21番松田委員 そういったことだと、農家経験がかなり浅いという。大体フキノトウというのは、ほとんどは出せないものではないと思うので。

○会長 それで、今回、下で栽培するのは秋田フキというのだから、太く、竹のように伸びるような、あれがちょっと遅くなると、うんと硬くなるのだから。それなので、今、営農計画書にもあるけれども、上へパネルがあるのでちょうどよい日陰になって、茎が軟らかくなると書いてあるのだけれども、だから、やっぱり余り硬くなると加工にも向かないのだからというのを本人はそういうふうと言って

いるのだけれども。営農、2年だったかね。そんなので、今度はJAたのふじパッケージセンターですか、そこへ出荷を考えているということで。ここは、みんな加工やっているのですかね。ここは、みんな。吉井の。分かる人。

○23番新井委員 いいですか。

○会長 はい。

○23番新井委員 23番、新井です。ここに「パッケージセンター」という本当に固有名詞が入っているのですけれども、ここは、ばらで持って行ってパック詰めをしてくれるのです。だから、加工ではなくて、名前のおりパッケージセンターなので、コンテナで出荷したものを持っていくと、そこでパック詰めをしてくれて出荷をして、そういうところ。

○会長 そうですか。

○23番新井委員 はい。

○会長 それでは、きゃらぶきまでするとかそういうのではなくて、包装だね。

○21番松田委員 組合員外でもここへ持っていけば。

○23番新井委員 いや、組合員でないと。だから、准組でも何でも組合員にならないと利用はできませんと。

○会長 では、たのふじの組合員にならないと駄目だということだよ。

○事務局 そうです。事前調査のときにそういったお話があって、本人さん交えて伝えたので承知していると思います。

○会長 そういうことで、経緯を見守るということで。

ほかにございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 なければ、許可相当としてよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、これより一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 申請地の一部を農業用倉庫用地として使用していたが手狭なため新たに農業用倉庫を建築したいという農業用施設の申請でございます。

3番 市道の幅員が狭く地域の利便性が悪いため申請地を使用し市道を拡幅したいという道路用地の申請でございます。

4番 近隣住民から駐車場として借り受けたいと要望があり貸し付けたいという貸露天駐車場及び通路用地の申請でございます。宅地222.32平米と一体利用の申請でございます。

5番 土壌が悪く作付ができないため客土を入れて農地を改良したいという農地改良の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和2年11月1日から令和5年10月31日までの3年間でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

10番 借家住まいをしているが手狭なため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては9件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

お願ひします。

特になければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

また、ナンバー1からナンバー3については事前調査案件になっております。また、ナンバー1及びナンバー2については、関連する案件になっておりますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、建設機械のリース業を営んでいるが車両置場が不足しているため会社に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。水路59平米と一体

利用の計画でございます。

2番 契約内容は売買、建設機械のリース業を営んでいるが車両置場が不足しているため会社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、水路59平米と一体利用の計画でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請、ナンバー1、2の審議資料を御覧ください。1枚目、表紙が位置図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうが北向きの図面でございますので、見開いて御覧ください。申請地は、図面中央の「申請地」と示された箇所でございます。下齋田公民館から南東に約700メートル。県立都市公園ぐんまの森から東に約1,200メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左にして横向きに見開いて御覧ください。申請地は、図面中央の「申請地」と示された箇所でございます。申請地周辺の状況につきましては、北側に今回の申請法人の本社となる事務所や駐車場がございまして、東側には高速道路、西側には集落があり、南側には小集団の農地がございまして、農地種別につきましては第2種農地に該当すると思われま。

また、周辺農地は農振農用地の青地の農地でございまして、今回の申請地につきましては、令和元年10月に農振除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうが北向きの図面でございます。図面に「申請地」と記載のある8筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北側と南側が公衆用道路で、東側と西側が水路に接しております。また、申請地内にはございまして用悪水路につきましては、占用申請の許可を得て申請地と一体で利用する計画となっております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左にして横向きに見開いて御覧ください。申請地には大型の建設車両が4台、中型の建設車両が16台、普通車9台が駐車できるスペースと車両の回転スペース、建設機材置場、また北側のグレーに色づけがされている箇所が洗車スペースを整備する計画でございまして。出入口につきましては、北東側に1か所計画しております。また、外灯につきましては設置しないと伺っております。

造成につきましては、造成図が添付されていなく申し訳ございませんが、申請地全面を盛土し、盛土高は約50センチの計画でございます。仕上げは北側の洗車スペースのみコンクリート敷きに仕上げ、それ以外は砂利敷き舗装に仕上げる計画となっております。外周は擁壁を施工し、メッシュフェンスで囲い、南側には緩衝帯として緑地帯を設け、砂利の流出を防ぐ計画となっております。

なお、事業開始後ですが、時間の経過とともに車両の重みで砂利が沈んでしまうことが考えられるため定期的に砂利を入れる予定と伺っております。

雨水の排水につきましては、砂利敷きの部分は自然浸透で処理し、オーバー分は東側に新設した側溝から南北2か所の集水ますに集水後、排水管から既存の水路へ排出する計画でございます。また、洗車スペースがございますので、油分が流出しないよう北側には油水分離槽を設置し、処理後、既存水路に排出する計画となっております。

なお、開発指導課の事前協議につきましては協議中でございますが、締結の見込みがあると開発指導課からは回答をいただいております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次に調査報告に入ります。

それでは、石井調査班長、報告をお願いします。

○19番石井委員 それでは、事前調査報告、第3班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー1、2について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人2名の出席でした。

質問1 申請地は建設重機の駐車場として約1万平方メートルを整備する計画ですが、盛土はどのくらいの高さを計画していますか。また、西側の既存の水路から申請地内に水が流れ込んでいたが、どのような対策を講じますか。

回答 盛土は既存の高さから約50センチメートルまで土を入れる計画です。また、西側の水路には擁壁を施工することで、水路からの進入は防ぐことはできます。

質問2 駐車スペースは砂利敷舗装ですか。

回答 はい。大型車両が出入りするため、アスファルト舗装では耐久性がないため砂利敷舗装でしか施工できないことが実情です。また、砂利だけを敷くのではなく、砂ぼこりが飛散しない素材のものを配合させて、砂利を固める措置を行います。時間の経過とともに砂利が沈むため定期的にメンテナンスを行う予定です。

質問3 排水計画について教えてください。また、油分が農業用水路に流れ出ないような対策は講じていますか。

回答 砂利敷部分は自然浸透です。西側にある水路には擁壁を施工し、南側は緑地帯を設け、申請地から水が流れ出ないようにします。東側には排水路を設け、集水ますから既存の水路に流し出します。また、建設機材が工事現場から戻ってきた際は、コンクリート敷きの洗車スペースで機材を分解して洗い流しますので、コンクリート敷きの外周には溝を設け、油水分離槽を経由して水と油を分離して処理します。

質問4 北側の出入口の公衆用道路の舗装についてですが、アスファルト舗装のままだと傷むため、コンクリート舗装に施工する計画になってはいますが、「半たわみ舗装」とありますが、どういうものですか。

回答 重みを吸収してたわみの状態でコンクリートが割れないような耐久性のあるコンクリート舗装になります。

質問5 重量のある建設車両が一般道を走る際、アスファルト舗装は傷まないのですか。

回答 申請法人に確認したところ、一般道路を走行できる車両の重さは40トンという道路交通法の制限があります。申請法人が取り扱う重機は組立て式になっており、小分けして移動しますので、重量の制限内であるため、舗装が傷む心配はないと思います。

質問6 工事の際には、大型車両の出入りがあると思いますので、近隣住民からの苦情がないよう配慮をお願いいたします。

回答 はい。十分に注意していきます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑等お受けいたします。

聞き取り調査のときに照明のことを聞かなかったけれども、これは照明はどうなるのだ。これを見ると、照明の設置のあれはないように見えるのだけれども。

○事務局 図面がちょっとないのですけれども、聞き取りの中では照明は設置しないというふうに伺っております。

○会長 設置しない。

○事務局 はい。

○会長 それならいいのだけれども。設置すると、すぐ南では、ちゃんと耕作されている米があったよね。それに影響があるかなと思って。では、ないわけね。

○事務局 はい。ないと伺っています。

○会長 いや、盗難防止で、夜、電気つけている人がいるから。弊害があるから。これは、1ヘクタールぐらいの広い駐車場になるのですけれども、油分とか、あれだとか、そういうことも一番心配ということていろいろ質問したわけですけれども。

皆さんのほうからどうでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 なければ、これは1万平米近くあるのですよね。ということで、3,000平米から農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するわけです。

それでは、まず初めに、これを許可相当として意見聴取してよいか伺います。農業委員会ネットワーク機構に、ここで許可相当として意見聴取すること、それをまず初めに皆さんにお聞きします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

もう一件、ナンバー3をやってから小休止いたします。

それでは、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図と記載されておりますが、案内図でございます。申請地は図面中央、赤い四角で囲われた箇所でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図を拡大したものになります。申請地は、図面の中央やや上よりの赤い枠で囲われた箇所になります。申請地の南側に農地がありますが、周囲を山林に囲まれた土地となっております、生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が都市計画図となります。

さらに1枚おめくりいただきまして、4枚目が位置図になります。申請地は図面上部の赤い四角で表示されております。高崎市立上室田小学校から北に約1,600メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が公図の写しになります。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされた箇所を右にして広げて御覧ください。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、東側、西側、北側が公衆用道路、南側は畑となっております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が土地利用計画図でございます。ホッチキス留めされた箇所を左にして広げて御覧ください。造成は、のり面を切土、盛土により整地し、なだらかな斜面にすることで申請地全体に太陽光パネルを設置する計画となっております。パネルの枚数は2,142枚、契約発電量は346.5キロワットでございます。

雨水処理については、基本は自然浸透となりますが、オーバーフロー分の対策として南側にU字溝を設置し、雨水貯水池に集水する計画となっております。

また、安全対策として事業地の境に高さ1.2メートルのネットフェンスを設置する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが架台の立面図でございます。ホッチキス留めされた箇所を右にして御覧ください。パネルの高さは、低いところで0.6メートル、高いところで約1.9メートルとなっております、基礎はなく、地中に約1.2メートル差し込み、設置するものでございます。

なお、開発指導課の事前協議につきましては、協議中でありまして、締結見込みがあると伺っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくご願ひい

たします。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第3班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請法人の代表取締役と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地の南側は農地ですが、雨水や土砂が流入しないように、どのような対策を取っていますか。

回答 申請地内に水路を新設し、貯水池に集水することで農地へ雨水が流れ込まないようにします。また、貯水池の容量も十分確保しています。

質問2 雑草の対応はどのようにしますか。

回答 敷地全体に防草シートを敷く計画ですが、近隣の人たちからは定期的に雑草を刈ってもらいたいという要望もあるため対応していきたいと思います。

質問3 造成計画図に切土、盛土とありますが、どのような工事を行いますか。

回答 図面で示した切土、盛土部分には段差があるため、なだらかな傾斜となるように造成します。

質問4 申請地の近くに民家がありましたが、パワコンから発生する音による周囲への影響はありますか。

回答 申請地近くの民家には今は誰も住んでなく、関係者が月に1回程度来るだけと聞いています。また、最近のパワコンは音を出さないものが主流になっており、今回設置するものも音は出ません。そのため、騒音による周囲への影響はないと考えております。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんから質問等お受けいたします。

先ほどの営農型にもパワコンの質問がございましたけれども、結構音がするのです。変換器というのでしたか。あの音。結構、人家のそばだと苦になるぐらいの音がするので。高圧がうるさいと言ったのだけ。低圧はそんなにうるさくないと言ったっけ。そんなので、このところ設置するときは、人家から遠いところで設置していただきたいということで。あとは、こういう太陽光は面積広いから貯水池をちゃんと確保して大雨の対策をしてもらいたいということです。

はい。

○21番松田委員 21番、松田です。最初に、雨水については地下浸透と言っていますけれども、防草シートを敷くことによって地下浸透ではなくなるような気がするのですが、どうなのですか。地下浸透する防草シートなのですか。

○会長 事務局。

○事務局 防草シートは、浸透式のものもありまして、そういったものを使用するというふうになって
います。開発事前協議も経ておりまして、その中で浸透する部分と、あとは流れる部分ということで
流量計算もされておりまして、そういった部分を含めて開発事前協議のほうで締結見込みというこ
とで伺っております。

○21番松田委員 この利用計画図では防草シートなしで入っていますよね。

○会長 だから、質問2のところ、回答で「敷地全体に防草シートを敷く計画ですが、近隣の人たち
からは、定期的に雑草を刈ってもらいたいという要望もあるため、対応していきたいと」、という
返答がございましたので。

○21番松田委員 計画図では防草シートなしで入っていますよね。

○事務局 大変失礼しました。こちらが、当初シートなしで計画していたようなのですが、最終
的に雑草の管理ということでシートを敷くと。ただ、やっぱりシート自体も何年もかかっていたら傷
んでくるので、そういった部分はもう手で対応するというふうに関き取り調査のときに申請の代表が
言っておりまして。大変申しわけありません、この図面に出ている「防草シートなし」というのが誤
りでございます。大変失礼いたしました。

○会長 その防草シートの品質にもよるらしいのですが、五、六年ぐらいたって言ったつ。そ
のぐらいたつと、また草が生えてくる。そんな、防草シート必要ない。敷いてやっている人が一番よ
く分かると思います。

ほかにございますでしょうか。なければ、これも面積が6,317平米ということで3,000平米超えてい
ますので、農業委員会ネットワーク機構に相当許可として、市の農業委員会のほうの許可相当として
意見聴取することにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

ということで、まだありますので、ここでちょっとお休みを入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、ここで再開します。よろしくお願い申し上げます。

続いて、一括審議に入るのでございますけれども、南部と北部、数が多いので、先に南部のほうをナンバー
4からナンバー39までが南部の議案になっております。ということで、先に南部の説明を一括説明し
ていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局。

○事務局

4番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受

けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地192.03平米と一体利用の計画でございます。

5番 契約内容は売買、現在の資材置場では手狭なため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地366.45平米と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は売買、認定こども園を営んでいるが送迎用の駐車場が不足しているため既存駐車場に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

9番 契約内容は売買、現在の自宅が公共事業により収用されるため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地38平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、河川堤防工事に伴い申請地を借り受けて露天資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が令和2年10月22日から令和3年5月31日までの7か月間でございます。

こちらは、13番から17番は関連案件となっております、14番以降、同じ内容につきましては、読み上げを一部省略させていただきます。

14番 契約の内容以降は、先の13番と同様でございます。

15番 契約の内容以降は、先の13番と同様でございます。

16番 契約内容は賃貸借、河川堤防工事に伴い申請地を借り受けて通路及び露天資材置場として使用したいという通路及び露天資材置場の申請でございます。一時転用期間は、同様でございます。

17番 契約の内容以降は、先の16番と同様でございます。

以上の5件が関連案件となっております。なお、13番、15番、17番につきましては、一体で利用される計画でございまして、3件の合計面積は3,624平米でございます。

18番 契約内容は使用貸借、農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして、宅地53.78平米と一体

利用の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請が関連案件となっております。

24番 契約内容は売買、内装工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため会社に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、住宅の老朽化に伴い申請地に住宅を建築し移住したいという農家住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、官舎住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

31番 契約内容は賃貸借、国特別史跡山上碑の見学者が増加し駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、夫の実家で暮らしているが子供の入学に合わせて自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地41.60平米と一体利用の計画でございます。

34番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、農業用資材置場及び車両置場が不足しているため自宅に近接する申請地を買い受けて使用したいという農業用資材置場及び車両置場の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、申請地方面の仕事が増加し資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 取下げでお願いいたします。

39番 契約内容は贈与、自動車販売業を営んでいるが車両置場が不足しているため申請地を従兄弟より譲り受けて使用したいという露天資材置場及び露天車両置場の申請でございます。宅地469.42平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による南部地区の案件は取下げ1件を除く、35件でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がナンバー4からナンバー39までが南部の議案ということで説明がありました。この中で38番が取下げということが、今お話がございましたので、38番を除き、これより審議に入ります。

皆さんのほうから異議がなければ、ナンバー13、ナンバー15、ナンバー17、これは一時転用ですけれども、合計して面積が3,624ということで3,000を超えておりますので、これも許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それ以外は意見ないですね。

○全員 なし。

○会長 はい。それでは、続きまして、北部の説明をお願いいたします。

○事務局

40番 契約内容は売買、新工場建築に当たり駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

41番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年10月22日から令和5年10月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書11ページ、議案第3号ナンバー4が関連案件でございます。

42番 契約内容は賃貸借、産業廃棄物処理業を営んでおり覆土材置場として申請地を借り受けて使

用したいという露天覆土材置場の申請でございまして、公衆用道路493平米、原野1,742平米と一体利用の申請でございまして、転用期間は令和2年10月23日から令和5年10月22日までの3年間でございます。

43番 契約内容は売買、土木業を営んでいるが箕郷・群馬地域の仕事が増加したため申請地を買い受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございまして、雑種地18平米と一体利用の申請でございまして、工業地域でございまして、また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が関連案件でございまして、

44番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして、

45番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地5.59平米と一体利用の申請でございまして、

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして、

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

49番 契約内容は売買、認定こども園を営んでいるが保護者用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑484平米と一体利用の申請でございまして、

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

51番 契約内容は使用貸借、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

52番 契約内容は売買、駐在所住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

53番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地1,177.54平米と一体利用の申請でございまして、

54番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

56番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書6ページ、議案第2号ナンバー3と3条の地上権設定である議案書12ページ、議案第3号ナンバー8が関連案件でございます。

57番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書6ページ、議案第2号ナンバー4が関連案件でございます。

58番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書7ページ、議案第2号ナンバー5と3条の地上権設定である議案書13ページ、議案第3号ナンバー9が関連案件でございます。

59番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書7ページ、議案第2号ナンバー6と3条の地上権設定である議案書13ページ、議案第3号ナンバー10が関連案件でございます。

60番でございますが、60番は、続く61番と一体で利用する計画であるため関連案件とさせていただきます、一括してご説明いたします。

60番 契約内容は賃貸借、近隣での工事の請負に伴い申請地を借り受けて露天駐車場及び露天資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。転用済みの畑4,108平米と一体利用の申請でございます。

61番 契約の内容以降につきましては、先の60番と同様でございます。

なお、60番と61番につきましては、一時転用の申請であり、転用期間が定められております。転用期間は、令和2年11月1日から令和5年10月31日までの3年間でございます。

62番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

63番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

64番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

65番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

66番 契約内容は使用貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年10月22日から令和5年10月21日までの3年間でございます。また、先の議案書14ページ、議案第3号ナンバー11の地上権設定が関連案件でございます。

67番 契約内容は賃貸借、申請地を法人代表の母より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

68番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書8ページ、議案第2号ナンバー7が関連案件でございます。

69番 契約内容は売買、申請地を買い受けて近接して設置予定の太陽光発電設備の管理用駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

70番 契約内容は使用貸借、申請地を妻の母より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

71番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

72番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区一括案件につきましては33件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま北部の議案40から72番まで説明が終わりました。

まず初めに、ナンバー66の審議を行います。優良農地の集団の中の真ん中にあるということでございますが、北部の事前協議でも、これはちょっと認められないという話、結果でございました。そういうことで皆さんの意見も聞きますけれども、こういう前例をつくりますと、また次、そういう申請が出てくると思います。ということで、こういうやっぱり許可要件というのはしっかり守っていかなくてはならないということで、皆さんから意見を伺いますけれども、どうでしょう。

お願いします。

○21番松田委員 すみません、21番、松田です。現地確認したところ、この農地についてはちょっと高いのですよね、ほかより。1メートルまではいかないのですけれども。それで北側、西側にはもう現に稲作をされて、特に西側については直まき栽培で米を作っている方で、そうすると、種をまいた上での、播種したときの日が遅れてしまうと発芽がずっと遅れると。本人とも会ったのですよ。だから、「発芽がずっと遅れてしまうよね」と言って、「ああ、そうですね」と。そんな形で、ちょっと高い上、1メートルかほかより高い上に、また営農型のあれするとかなり高い位置になるということが、かなり日が当たらないような状態が出てしまう。

○会長 周りの田より1メートルぐらい高いと。今現在は、そこはどういうふうになっているのかな。

○21番松田委員 去年は田植えされていたのです。今年は草だらけになっている。保全管理状態。

○会長 周りより1メートルも高いのでは水がよく入るの。

○21番松田委員 水路が高いところ通っている。

○会長 高いところ。

○21番松田委員 高いところ水路を通っている状態なので。その西側の人は、直まき栽培でやっていらっしやって、それもちょっとあって。

○会長 周りもね、そういうことで水稻をやっているけれども、ここへパネルを張ったり、営農でブルーベリー植えたりすると、やっぱり風で、通風も悪くなるし、いろいろ病害虫が出てくると思う。日陰もできるし。そういうことを考えて、ここで結果。本人には、これは難しいと思いますよと事務局で、そういう話はもうしてあるので。

どうですか、これは不許可ということではよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、不許可ということにいたします。

まだ説明ありますか。

○事務局 すみません、この案件は5条の営農型太陽光と3条の地上権設定が関係する案件でありますので、3条の地上権設定については、先ほど農地法3条第2項のただし書に該当することから許可要件は満たしておるのですけれども、この5条については周辺農地の営農に支障が生じるおそれがあると判断されて不許可となる場合は、3条についても同時に不許可となりますので、よろしく願いいたします。

○会長 そういうことで、3条のほうの地上権の、どちらも不許可ということで、併せてということをお願いします。

あと、一括審議の前に、ナンバー42を見ていただけますか。これは、産廃の置場なのですけれども、これが9,736平米ということで皆さんにお聞きするのですけれども、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよいか、先にこれを伺いたいと思います。どうでしょう。一時

転用だよね、3年間。許可相当としていいですか、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しても。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。

それでは、それ以外の案件について皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。

それでは、続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地の権利取得後における下限面積について。

農地法第3条第2項第5号に規定する農地の権利取得後の下限面積について、同号の規定に基づき農業委員会が別段の面積を定めることについて審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地の権利取得後における下限面積について。

それでは、お手元に配付しております資料「別段の面積（下限面積）の設定について」を御覧ください。

平成21年12月施行の改正農地法により、各農業委員会が地域の実情に合わせて別段の面積を設定できることになりました。それにより農業委員会は、毎年、下限面積の見直しについて審議することになっておりますので、ご協議くださいますようお願い申し上げます。

改選後、初めての下限面積の審議になりますので、改めまして下限面積の設定について説明してまいりたいと思います。

まず、1の「下限面積とは」ですが、農地の所有権を取得、または耕作権を設定するに当たり、営農上、最低限の面積を定め、①、農地の効率的利用を図ることや、②、農地の分散化を未然に防ぐこと、または③、認定農業者などの担い手が集積しやすい環境をつくることなどを目的としております。

この面積が決まると、決定面積を下回る耕作面積では、農地法3条の申請における許可要件を満たせず、農地を買う、または借りるといったことができないので、決定面積を上回るように営農計画を立てていただくとともに、取得後については適正に耕作、管理していく必要があります。

具体的な面積についてですが、農地法において、北海道は2ヘクタール、都道府県は50アールと定められておりますが、平成21年の農地法改正により農業委員会がその地域の実情に合わせて下限面積を定めることができるようになりました。本市における下限面積は、審議、検討した結果、40アールになっており、農地法改正以降、下限面積の修正はなく40アールとなっております。

なお、参考までに合併前の状況ですが、資料2ページの別紙「農林業センサス等資料」の3「市町

村合併前の各地域の下限面積」のとおりであり、新町30アール、旧高崎及び倉渕40アール、箕郷、群馬、榛名、吉井が50アールとなっております。また、近隣市町村の下限面積の状況は、4の「近隣市町村の下限面積の設定状況」のとおりでございます。

次に、2の「見直しの基準について」です。資料1ページの中段を御覧ください。農地法施行規則第17条第1項各号の適用についてを説明いたします。

初めに、第1号、設定区域は、自然的経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる地域であることについてですが、下限面積は営農条件などを考慮し、区域を指定して定めることが可能ですが、市町村合併時に調整、審議され、高崎市全体を一つの地域として取扱い、全域40アールとしております。

次に、2号、面積は10アール以上であること。これは、その言葉どおり設定する下限面積は10アール以上でなければなりません。

次に3号、設定区域内において下限面積以下の農家戸数が全体の40%を下回らないこと。この取扱いについては、農林水産省が事務処理基準を定め、農林業センサスを基準に判断することになっており、その中で3号の「農家戸数」は、経営耕地面積規模別農家数を活用するとしていることから、その統計数値を基に説明させていただきます。

なお、農林業センサスは5年ごとに改定されるものですが、まだ2020年の統計数値が掲載されていないことから、直近のものは2015年のものになります。

それでは、資料2ページ、「農林業センサス等資料」の1、経営耕地面積規模別農家数を御覧ください。この数値は、販売農家の総数3,460戸を耕作面積別に分けたものとなっております。その中で、耕作面積50アール以上の販売農家数を（1）に示しており、2,517戸で全体の約72%、（2）に示した30アール以上の販売農家は3,420戸で全体の98%になります。このことから、いずれの面積においても、全体の40%は下回らないことから、下限面積は30アールから50アールの範囲で設定可能であると言えます。

なお、資料3ページに農林業センサスについてのQ&Aを添付いたしましたので、お時間のあるときに御覧いただければ幸いです。

続きまして、1ページ、2の（2）、農地法施行規則第17条第2項各号の適用についてを説明いたします。この2項の規定は、高齢や兼業化等により農地の遊休化が深刻な状態にあり、特に新規就農等を促進しなければ、農地の保全及び有効利用が図れないと判断される地域がある場合、適用するものでございます。

資料2ページ、2「利用状況調査による耕作放棄地の状況」を御覧ください。本市で考えますと、農地の利用状況調査の結果を見ると、平成30年度は耕作放棄地面積は579ヘクタールであり、令和元年度の耕作放棄地は603ヘクタールとわずかに面積が増加しておりますが、大きな状況の変化はないと判断されます。

また、耕作放棄地の実情は、山間部中心で、既に山林に近い状態の農地であることから、その農地が今後耕作される見込みは非常に少ないと思われまます。

そのことから、農地法施行規則第17条第2項第1号に記載された、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するという事にはならず、該当する区域はないと考えます。

最後になりますが、日頃から事務局では農地の取得に関する問合せや新規就農の相談を受けておりますが、現在の下限面積で苦情やトラブルになるケースも発生していないこと、また、今まで委員の皆様から現状にそぐわないといった意見をいただけていないことから、現行どおり、下限面積については高崎市全体を一つの設定区域として40アールとすることが妥当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 下限面積について今事務局から説明ございました。長い説明だったのですけれども、最後にまとめではないのですけれども、最後、今の40アールで今までこういう面積にしるとか、そういう意見も出ていないということで、今までどおりで40アールでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。それでは、40アールで決定いたします。

それでは、議案は終わりましたので、これより報告事項に入ります。

それでは、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか1件、合計2件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は建売分譲住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか21件、合計22件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか7件、合計8件の第18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、8月10日において許可相当としていただいた案件になりますが、開発許可との調整が調わず、報告することができませんでしたが、他の案件と同様、令和2年8月24日付で許可書を交付いたしました。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。

また、62番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしと回答をいただきました。

4条が8件、5条が57件、合計65件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和2年9月23日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 今回の報告第3号で18条の規定による合意解約のがあるではないですか。

○事務局 はい。

○会長 一つの法人がずっと出てきたのだけれども、これは契約期間満了して合意解約になったのか、それとも途中で合意解約になったのか。

○事務局 期間満了ではなく、期間中の解約でございます。議案書47ページの11番で、この案件で先月も合意解約が出ていて、要は工事用地で使うから法人が使っていた農地を解約して転用に使うよという申請です。それとは別に、今回出てきたこれらの筆は、何筆かは転用によるものは確かあったと思うのですが、それ以外は借りて使っていたけれども、使い勝手が悪かったり、そういった理由のものが大多数です。

○会長 ちょっと自分の耳に聞こえてきたのは、最近、その法人が、いつか水稲だとか、そういうのを主に経営をやっていたらしいのだけれども、その後、ハウスでトマトの栽培始めてから、要はそちらのほうへ集中して、それが中心になって、水稲のほうが大分、途中、しないということもないけれども、トマトのほうを中心になった、そんな経緯があるのです。

井田委員さん、どうでしょう。

○12番井田委員 いや、私も直接聞いたわけではないのですけれども、やはり米麦、特に水稲の場合に管理が大変で、ヒエが生えたり、周り刈りをしなくて、地主のほうに周りの人から苦情が来ているという話は聞きました。そういう関係で、結局任せられないというのか、周りからの苦情が多いので、解約ということを知りましたけれども。

○会長 では、貸手のほうも、そういうので思っているのです。

○12番井田委員 そうですね。

○会長 いや、これで合意解約はいいのだけれども、貸手のほうが、今度はその後、これはまた違う…

○12番井田委員 人に多分貸すとは思っているのですけれども。あとは、だから、借りてくれる人がいればいいのですけれども。結局、こうなった場合に、農協か、そういったのが手を出して、逆に農協も今度農業やるということになりましたけれども、すぐには多分始まらないと思うのですけれども。行く行くは、そういった農地を借りて、農協のほうで協力してくれれば、遊休農地もなくなるのではないかな。また、耕作放棄地もなくなるのではないかなと思っていますけれども。今すぐ借手というのは、多分いないと思います。

○会長 いないですね。そうすると、何年かね。

○12番井田委員 ちょっと荒地というか。

○会長 また作らないと荒れてしまうから。

○12番井田委員 なる可能性がありますね。

○会長 また、随時報告してください。それがどうなるか。

○12番井田委員 分かりました。はい。

○会長 はい、分かりました。

それでは、報告事項終わりました、その他ということで事務局から皆さんに何かお知らせすること
はありますか。

○事務局 ないです。

○会長 ない。はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第4回農業委員会総会を終了したいと思います。

長い時間、ご苦労さまでございました。

午後 4時20分 閉会